

生活と福祉

LIFE AND WELFARE

■巻頭言□「生活保護」丸のゆくてには……………加藤 栄……………2

特集

昭和57年度の生活保護

第38次生活保護基準の改定……………	3
実施要領の改正……………	9
生活保護の適正実施事業……………	12
医療扶助の運営……………	14

昭和57年度の生活保護，社会福祉（社会福祉施設，福祉手当）指導監査方針

生活保護指導監査方針……………	16
社会福祉に係る指導監査方針……………	20
社会福祉施設の入所措置関係……………	20
福祉手当支給事務関係……………	23

カッパ……………渡辺千代樹



313

82. 5

社会福祉 全国社会福祉協議会
法 人

「生活保護」丸のゆくてには

厚生省社会局保護課長

加藤 栄 一

よく、生活保護制度は、マンモスタンカーにたとえられる。

そのころは、一つには、大変にしっかりした構成の法律に基づく大きな制度で、少々の社会的・経済的変動の荒波にもまれてもビクともせずにその役割をはたすという制度的安定性に対する信頼感を示したものと思われる。

もう一つ、右とらへらの意味で、一四〇万被保護者の生活に関わり、一兆三千億円の公費を支出する大きな制度であるだけに、その時々思いつきや一時的な理由でラジカルな進路変更を重ねるならば、思わぬ混乱とヒズミを招く恐れがあるので、生活保護の運営は、長期的な方向をよくにらんでやるべきものとの意でいわれる。

しかし、そこには、国民生活の変化に対する機敏な対応に欠けがちなとの批判の意も、時には含まれるので、我々も自戒すべきところである。

マンモスタンカー「生保丸」も、このところは比較的波風の少ない海航をしてきたが、併行している医療保険船団や年金船団には、すでに大きな荒波が押し寄せている。

我々の「生保丸」も、福祉に対する最近の厳しい波風の高まりに対処して、厚生省、都道府県、市町村、福祉事務所、民生委員等、それぞれの部署の乗組員が力を合わせて、しっかりと運航してゆかねばなるまい。

これからの「生保丸」のゆくてに現われる潮の流れには、どのようなものがあるか。

生活保護のあり方に大きな影響を与える要因として、第一には、我国の経済発展の基調の変化、即ち高度成長から安定成長ないしは低成長への移行である。公的財源の伸び悩みと国民の負担増傾向から、行政施策のきびしい選別が要求されることになってこよう。

第二は、国民の生活水準の向、変化である。近年、低所得層の

消費支出の向上が著しく、いわゆる消費の平準化傾向がみられる。中流意識の普遍化にも対応するものであろう。また、都市と農村の生活の差も少なくなってきた。

大多數の住民の生活程度が近接してきた場合の少数ボーダーライン以下層の貧困を相対的視点でとらえることが必要である。一方、生活保護世帯の一般世帯に対する消費支出格差は近年大きく改善されてきている。それだけにボーダーラインすれ程度の層をはじめとして国民一般の生保世帯に対する観方が従来とは違った厳しいものとなるきざしが感じられる。

第三は、行政に対する国民の意識の変化である。昨年来の行政改革審議や各方面の意見においてしばしば述べられているのは、行政における非効率である。福祉は、コストの面のみからの効率性を追求すべきものではないとよく言われるところであるが、福祉としての効率の評価はなされねばならない。

また国と地方の関係についても、住民の生活実態等に基づいた洗い直しが求められている。ざっと見ても、以上の諸点が挙げられるが、これに対して「生保丸」は、どのような整備や操船を要するのだろうか。

第一は、何がその時々で健康的で文化的な最低限度の生活水準であるかについて、客観的合理的な評価方式（ものさし）を、国民のコンセンサスを得て確立することである。

第二は、個々の生保世帯の実態に適切に対応した保護の実施（生活指導の充実を含めて）を確保するため、生活保護担当職員の一層の質の向上を図ることである。

第三は、国、都道府県、福祉事務所の間の情報交流、意思疎通を一層密にし、国民生活の現状を制度の実施に常に（例えば実施要領、運営要領等の検討を通じて）反映させつつ、関係者が一体となつた運用を行うことである。

限られた紙面のため総論的、抽象的となったが、以上の問題意識について又は各論について、諸兄弟姉のお考えをお聞かせ頂ければ幸いである。

昭和57年度の生活保護

厚生省社会局保護課

第38次

生活保護基準の改定

最近の我が国経済は、一昨年来の累次にわたる原油価格の引き上げを契機とする物価の異常な高騰をうけて物価の安定を重点課題とし、総需要管理を中心とした抑制的な政策態度のもとで運営されてきた。

しかしながら、五十三、五十四年と鎮静化した、消費者物価は石油製品の値上

りに伴う電気ガス料金的大幅な値上り、生産財の大幅な値上りや卸売物価の上昇の影響が次第に消費者物価に波及したこともあって、五十五年においては五十二年以来の高い上昇率となったが五十五年度末に至ってようやく鎮静化し五十六年度末では三割台の上昇率で推移している。これに対応して賃金および消費支出

については(表1、2)春闘の賃上げ率が主要企業で五十五年度六・九%、五十六年度七・七%と低水準であったことも反映して賃金の実質上昇率は五十五年マインス〇・九%、五十六年一%と極めて低率の伸びとなっている。全国、全世帯の消費支出は、四十九年に第一次石油危機による物価の高騰で実質マイナス二・六%の減少となった後、五十一年、五十二年には景気後退を反映して実質消費の伸びは鈍化した。五十四年までは実質増加を続けてきた。しかしながら、五十五年には第二次石油危機による物価上昇と勤労者世帯の可処分所得の実質減少により六年ぶりに実質消費マイナス〇・六%の減少に転じ、五十六年も実質マイナス〇・八%と引き続き実質減少となった。このように個人消費の伸びは総じて低く、内需全体の伸びも鈍く、雇用情勢も低調に推移している。

このような経済情勢にかんがみ、政府は、五十七年度の「経済見通し」において経済運営の基本として、物価の安定と、景気の着実な回復を促進させ雇用の安定を図るとともに行財政改善を着実かつ計画的に実施し安定成長軌道に即した適切な経済成長を図ることとしている。一方、近年の我が国の財政は、多額の公債発行に依存してきており、きわめて不健全な状況に至っているため、経済の安定的発展のためには財政再建が緊急の課題とされ、五十七年度の予算編成においては臨時行政調査会第一次答申による「増税なき財政再建推進」のもとに例年にも増して、一般行政経費の抑制、政策的経費の見直し、節減合理化等により一般会計の予算規模をゼロ・シーリングに抑え、財政再建をめざすなど厳しい状況のもとで行われた。

このような状況下ではあったが、生活保護の充実については「真に救済を必要とする者への福祉の水準は堅持する」と

表1 賃金の動き

事業所全模30人以上（現金給与総額）

	名目伸び率	実質伸び率
50年	14.8%	2.7%
51	12.5	2.9
52	8.5	0.5
53	6.4	2.5
54	6.2	2.5
55	7.0	△0.9
56	6.0	1.0

いう臨調第一次答申もあり、生活保護基準については、生活扶助基準の六・二名の引き上げを始めとして、長年の懸案であった男女格差を一般世帯の男女の消費実態に対応して四分の一程度の縮小を図ったほか、重度障害者加算と重度障害者家族介護料の併給を行うなどキメ細かな配慮がされたところである。その結果、五十七年度の生活保護費の国の予算額は、総額一兆四五六億円と一兆円の水準に達したところである。（表3）この予算額は国の一般会計予算額の二・一％、厚生省予算額の一一・六％を占めている。このように生活保護費の財政規模は膨大なものとなっており、また、国の予算が厳しい財政状況のもとで編成されていること、さらには生活保護基準が課税最低限や恩

表2 消費支出の増加率

	名目増加率		実質増加率	
	全世帯	勤労者世帯	全世帯	勤労者世帯
50年	16.1%	16.8%	3.8%	4.5%
51	10.6	8.8	1.2	△0.5
52	9.0	9.6	0.8	1.4
53	5.9	5.2	2.0	1.3
54	6.4	6.8	2.7	3.1
55	7.4	7.1	△0.6	△0.8
56	4.1	5.5	△0.8	0.6

給等との水準比較との関連で国会等でも議論されるような水準になってきていること等をも併せ考えると、従来にも増して生活保護の運営実施について国民の批判を招くことのないよう適正に行われることが必要である。また、ごく最近における経済動向は低成長下に微妙な情勢となっており賃金上昇率、雇用状況も必ずしも順調ではなく、このことは最近の保護動向が増加に転じており予算を許さないものとなってきたことにも反映している。従って、断えず保護動向について分析検討を行うとともに、適時適切な

保護の決定実施に努めるとともに被保護者の処遇の面にも細心の配慮を払っていく必要がある。

生活保護の水準

健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護の水準については、各種の資料によりその内容を常に検証し、制度が有効適切に機能しているか否かを把握する必要がある。

(1) 被保護世帯の生活水準

毎年の基準改定によって、被保護世帯の生活水準が一般世帯の生活水準に対してどの程度になったのかを実態生計上からみたのが表4である。東京都の一般勤労者世帯（常用・日雇世帯）と被保護労働者世帯（日雇・内職世帯）の一人当りの消費支出格差は、格差縮小方式が採用された四十年当時の五〇・二％から五十五年の五九・一％と年毎にその格差は縮小されつつある。

(2) 伸び率等の比較

一般世帯の生活水準向上の前提となる民間や公務員の賃上げ状況と生活扶助基準の改善状況を比較したのが表5である。生活扶助基準の改善率は他を上回る改定率を確保しており、我が国社会の消費の平準化傾向に対応して、一般世帯と被保護世帯の消費支出格差を縮小させてきていると考えられる。特に、一般世帯の消費支出の伸びは五十五、五十六年と引き続きマイナスであり、戦後家計調査が開始されて以来初めての現象となってい

表3 生活保護費と国の予算の年次推移

(単位：億円)

		30年度	40年度	50年度	55年度	56年度	57年度
予 算 額	一般会計予算(A)	9,915	36,581	212,888	425,888	467,881	496,808
	社会保障関係費(B)	1,043	5,184	39,282	82,124	88,369	90,848
	厚生省予算(C)	846	4,787	39,067	81,495	87,642	90,168
	生活保護費(D)	335	1,059	5,347	9,559	9,919	10,456
生活保護費の割合 各予算に占める	対一般会計予算(D/A)	3.4%	2.9%	2.5%	2.2%	2.1%	2.1%
	対社会保障関係費(D/B)	32.1	20.4	13.6	11.6	11.2	11.5
	対厚生省予算(D/C)	39.6	22.1	13.7	11.7	11.3	11.6

表4 一般勤労者世帯と被保護労働者世帯の消費格差

(東京都1人当り)

	一般勤労 A	被保護労働 B	格 差 B/A
35年度	9,039円	3,437円	38.0%
40	14,636	7,351	50.2
45	24,639	12,648	51.3
50	49,071	28,421	57.9
51	55,953	31,934	57.1
52	58,259	34,054	58.5
53	63,535	37,390	58.8
54	66,386	39,089	58.9
55	71,530	42,274	59.1

表5 生活扶助基準改定率と賃金上昇率

	春 闘		国 家 公務員	消費者 物 価	生活扶 助基準
	大企業	中小企業			
50年度	13.1%	14.1%	13.3%	10.4%	16.5%
51	8.8	9.7	8.8	9.4	12.0
52	8.8	9.4	8.7	6.7	12.8
53	5.9	6.4	5.6	3.4	10.6
54	6.0	6.5	6.0	4.8	8.3
55	6.9	7.4	6.8	7.8 (見込み)	8.6
56	7.7	7.9	7.4	4.5	8.7

表6 民間最終消費支出の見通しと実績比較

(総額)

	見 通 し	実 績	差
51年度	13.7%	13.1%	0.6%
52	13.7	10.2	3.5
53	11.9	9.7	2.2
54	9.3	9.2	0.1
55	9.7	7.2 (見込み)	2.5
56	9.9	6.4	3.5

生活扶助基準第一類の男女差について
①男女平等の時代におかしい②実態的に
男女の消費支出に差はない等の意見があ
ることから五十二年十月中央社会福祉審
議会生活保護専門分科会に審議を依頼
し、総理府統計局で行っている家計調査
等の特別集計を行うなど男女の消費実態
の把握に努めてきたところであるが昨年
十二月同分科会から「生活扶助基準第一
類における男女差の取扱いについて」意
見具申が出されたところである。意見具
申の概要は

男女格差の縮小

この結果、一級地における標準四人世
帯の基準額は、五十六年度の一三万四、
九七六円から十四万、三、三四五円に引
き上げられ、月額八、三六九円の増額と
なった。また世帯類型別にみた保障額は
表8のとおりである。

第二類の改定率を八・九%の改定を行う
とともに世帯人員が四人未満の少人数世
帯については高齢者や傷病障害者等のハ
ンディキャップ層が大部分を占めてお
り、かつこれらの世帯は家計の弾力性が
乏しいことを考慮して单身世帯七・六
%、二人世帯六・七%、三人世帯六・四
%と前年度に引き続き標準四人世帯を上
回る改善を行いその処遇の充実を図るこ
ととした。一方、家計の弾力性に富む多
人数世帯については五人世帯五・三%、
六人世帯四・九%とその引き上げ幅を抑
制することとしている。

る。また、一般勤労者世帯の場合は、所
得税や社会保障費等の消費支出以外の当
然義務的に支出する経費の伸び率が実収
入を大幅に上回り可処分所得を低下させ
ているという状況にある。
次に生活扶助基準改定率の基礎となっ
ている政府経済見通しにおける民間最終
消費支出の見通しと実績の推移をみたの
が表6である。見通しと実績の差につい
て最近の数年間をとってみると、実績が

見通しを下回っており結果としてその分
がさらに実質的格差縮小に寄与してきた
ものとみられる。
各扶助基準の改定
前述のような状況下で、五十七年度の
生活保護基準は全般的にその改定が行わ
れた。その概要は表7のとおりとなっ
ている。以下これらの改定の趣旨、内容に
ついて扶助別に説明する。

生活扶助基準

生活保護の中心をなす生活扶助基準
は、国民に健康で文化的な最低限度の生
活を保障するにあたっての基本となるも
のであるところから、五十七年度の改定
にあたっては一般国民の消費水準の向上
の度合等を考慮しつつその引上げを図る
こととし、具体的には政府経済見通しに
おいて見込まれる民間最終消費支出の動
向等を総合的に勘案して、五十六年度に
対し標準四人世帯について六・二%の引
き上げを行った。また、世帯人員別の基
準額を一般低所得世帯の消費実態に対応
させるため、第一類の改定率を五・四%

表7 昭和57年度 生活保護基準の改定

(1級地)

	第 37 次 (56年4月1日)	第 38 次 (57年4月1日)	摘 要
1. 生活扶助基準	円	円	
〔基準生活費〕			(標準4人世帯基準額)
(1) 居 宅 (1類+2類) 標準4人世帯	134,976	143,345	1級地 143,345円
(2) 期末一時扶助費			2級地 130,442
居 宅	10,230	10,780	3級地 117,538
収 容	3,660	3,860	
〔収容保護基準〕			
(1) 救護施設	43,500	46,200	
(2) 更生施設	46,090	48,950	
〔加 算 等〕			
(1) 妊産婦加算			
妊娠6ヶ月未満	6,870	7,240	
妊娠6ヶ月以上	10,340	10,900	
産 婦	6,380	6,720	
(2) 老齢加算			
70歳以上	13,500	14,300	
68歳以上70歳未満の病弱者	10,100	10,700	
(3) 母子加算	17,600	18,600	
(4) 障害者加算			
障害等級表 (1級)	20,300	21,500	
障害等級表 (2級)			
障害等級表 (3級)	13,500	14,300	
重度障害者家族介護料	6,340	6,660	
重度障害者加算	9,250	10,000	
重度障害者他人介護料	32,100円以内	33,600円以内	
(5) 在宅患者加算	9,960円	10,500円	
(6) 放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態に 円以内ある者	29,000	31,000	
負傷又は疾病の状態に 該当しなくなった者	14,500	15,500	
(7) 多子養育加算	6,500	7,000	
(8) 人工栄養費	8,940	9,420	
(9) 入院患者日用品費	17,310円以内	18,240円以内	
(10) 入学準備金			
小学校	29,000円以内	30,000円以内	
中学校	34,000	35,000	
2. 教育扶助基準			
小学生	1,520円	1,590円	◎基準額のほか、学校給食費、通学 のための交通費、クラブ活動に要す る用具類等については実費支給
中学生	3,000	3,160	◎学級費等については、特別基準に より、小学生300円、中学生400円以 内の額を一般基準に上積みして支給
3. 住宅扶助基準			
(1) 家賃・開代等	9,000円以内	9,000円以内	
(2) 住宅維持費 一般基準	75,000	75,000	
4. 医療扶助基準			◎国民健康保険の診療方針、診療報 酬の例による
5. 出産扶助基準			
施設分娩	65,000	67,000	◎8日以内の実入院日数に要する必 要最小限度の額を加算
居宅分娩	82,000	82,000	
6. 生業扶助基準			
(1) 生業費	30,000	30,000	
(2) 技能修得費	30,000	30,000	
(3) 就職支度費	20,000	20,000	
7. 葬祭扶助基準			
大 人	97,000	97,000	
小 人	77,600	77,600	
8. 勤労控除等			
(1) 業種別基礎控除			◎稼働日数が21日以上で一定額以上 の収入を得ている場合は、収入に応 じて控除額を増額
(1)の職種 (内職)	15,960	16,820	
(2)の職種 (日雇)	21,260	22,410	
(3)の職種 (土工)	26,760	28,210	
(2) 特別控除	108,900円以内	114,800円以内	
(3) 新規就労控除	7,100円	7,100円	
(4) 未成年者控除	9,400	9,900	
(5) 不安定就労控除	4,000	4,000	
(6) 実費控除	実 費	実 費	◎社会保険料、組合費、通勤費等

一 生活保護基準は、国民の最低限度の生活の保障を行うことからあくまで国民の生活実態に対応させる必要がある。

二 直接、男女の生活実態を把握できる資料は極めて限定されるので種々の一般的資料からの検討を行った結果①食料費は、男性が女性を上回っているものの消費支出に占める食料費割合は低下している。②女性の社会的進出や生活実態の変化から、食料費以外の経費は女性の支出の伸びが大きい。特に、被服費、理容衛生費等では大幅に男性を上回っている。③総体的にみれば男女の消費支出総額は接近する傾向が明確で今後ともこの傾向が強まる。

三 以上のことから、生活扶助基準第一類の男女差について速かにその実態に応じて是正を図ることとし、さらに今後とも消費実態の変化を把握してそれに対応する必要がある。

となつてゐる。意見具申されている男女の消費実態の変化を、総理府統計局の全国消費実態調査報告による独身勤労者の生活扶助相当経費の男女格差をみると男性を一〇〇とした場合の女性の消費支出額は四十四年調査の八〇〇程度から五十四年調査の九〇〇程度まで縮小している実態にあるので、生活扶助基準第一類の平均格差八五〇程度を九〇〇程度まで縮小したものである。その結果、最大格差の二〇〇四〇歳の場合で四分の一程度、金額で千円の縮小を図ったこととな

る。

教育扶助基準

教育扶助基準については、従来同様、学用品費等の物価上昇、一般世帯における児童・生徒の学校教育費の支出額の実態を考慮して小学校の場合月額一、五二〇円から一、五九〇円に、中学校の場合月額三、〇〇〇円から三、一六〇円に引き上げられた。

その他の扶助基準

住宅扶助基準については、家賃、間代等の額が一般基準をこえる場合は別に都道府県、級地別に設定された特別基準が適用されることとなっており、五十七年度においてもこの特別基準の限度額が地域の実態を勘案して引き上げられた。

出産扶助基準については、従来から出産に伴い必要とする費用の実態に対応して改善がなされてきたが、五十七年度においては施設分娩の場合の基準額が六万五、〇〇〇円以内から六万七、〇〇〇円以内に引き上げられた。

勤労控除

勤労控除は、稼働に伴って増加する飲食物費、被服費および稼働者としての体裁を整えるため等の経費に対応するとともに、被保護者の勤労意欲を促進し、被保護世帯の自立を助長する観点から設けられており、需要の性格形態等に応じて、基礎控除、特別控除、新規就労控

表 8 昭和57年度における生活保護法による保障額の具体的事例

	標準 4 人世帯			母子 3 人世帯			老人 2 人世帯			老人単身世帯		
	35歳 男 (日 雇) 30歳 女 9歳 男 (小学生) 4歳 女			30歳 女 9歳 男 (小学生) 4歳 女			72歳 男 67歳 女			70歳 男		
	1 級地	2 級地	3 級地	1 級地	2 級地	3 級地	1 級地	2 級地	3 級地	1 級地	2 級地	3 級地
生活扶助基準	143,345円	130,442円	117,538円	108,283円	98,540円	88,793円	85,570円	77,878円	70,168円	55,378円	50,397円	45,413円
老 齢 加 算	—	—	—	—	—	—	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300
母 子 加 算	—	—	—	20,090	20,090	20,090	—	—	—	—	—	—
教育扶助基準	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590	—	—	—	—	—	—
住宅扶助基準	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000
基 礎 控 除	22,410	22,410	21,060	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	176,345	163,442	145,188	138,963	129,220	115,473	108,870	101,178	89,468	78,678	73,697	64,713

除、未成年者控除及び実費控除等が適用される。五十七年度においては業種別基礎控除が一、二級地の事務員、内職等の職種の場合月額一万五、九六〇円から一万六、八二〇円に、日雇、農業等の職種の場合二万二、二六〇円から二万二、四一〇円に引き上げられた。また特別控除については、年間の控除額が一〇万八、九〇〇円から一万四、八〇〇円に引上げられた。

このほか収入金額別基礎控除についても所要の改善が図られるとともに、未成年労働者の勤労意欲の助長等を目的とした未成年者控除も月額九、四〇〇円から九、九〇〇円に引き上げられた。

課税最低限と生活保護基準との関係

最後に税と生活保護基準との関係について種々の議論があるので両者の関係について説明をする(表9)

一、課税最低限は、資産の保有状況にかかわらず税法上定められた一定の非課税所得等を除いたフローの年間所得をとらえて担税力の有無を判断し課税しない水準を定めている。このため課税最低限のほか、妻などのパート収入(七九万円まで)、預金利息(約四〇万円まで)等の相当の金額が課税の対象とされることなく上積み所得として認められている。これに対し、生活保護基準は、資産、能力その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用し

らに民法上の扶養義務や他法他施策を優先して活用し、それでもなお最低生活が営めないときに、はじめて保護を行い、月単位の短期間であってもその最低限度の消費支出を保障する水準を定めているものであり、両者は制度の趣旨、目的、仕組みを異にしているの

で本来関係ないものである。
二、敢えて比較するとしても、教育扶助については生活保護世帯の一・五、二・五倍程度の準要保護世帯に対しても就学奨励法による給付が行われており、この分は非課税とされていること、また住宅扶助は、借家借間で家賃の支払いが必要な場合のみ給付されるものであり、標準的なものとして一括して扱うことは適切でないことから、すべての被保護世帯を対象とする生活扶助基準のみと比較すべきである。

三、なお、外国では、例えばアメリカ、イギリス、スウェーデンにおいては生活保護基準の方が課税最低限度額より高い状態がみられるが、全く問題とされていない。



表9 課税最低限と生活扶助基準の比較 (夫婦子2人)

年	課税最低限		生活保護基準(注2)		C/A	C/B	参 考	
	所得税 A	(注1) 住民税 B	生活扶助 C	(参考) 生活扶助+住宅扶 助+教育扶助+期 末一時扶助 D			D/A	D/B
50	1,830,000円	1,309,000円	874,380円	975,740円	47.8%	66.8%	53.3%	74.5%
51	1,830,000	1,418,000	989,220	1,094,330	54.1	69.8	57.8	77.2
52	2,015,000	1,418,000	1,113,190	1,254,050	55.2	78.5	62.2	88.4
53	2,015,000	1,490,000	1,237,120	1,392,770	61.4	83.0	69.1	93.5
54	2,015,000	1,584,000	1,346,030	1,505,120	66.8	85.0	74.7	95.0
55	2,015,000	1,584,000 (1,757,000)	1,460,560	1,623,060	72.5	(83.1)	80.5	(92.4)
56	2,015,000	1,584,000 (1,885,000)	1,586,660	1,753,430	78.7	(84.2)	87.0	(93.0)
57	2,015,000	—	1,694,520	1,864,510	84.1	—	92.5	—

(注1) 他との比較のため、1年繰り上げている。()内は特例的な低所得者の非課税限度額であり、これを超える者は、所定の方式により課税最低限を超える部分について課税されることとなるものである。

(注2) 1級地、標準4人世帯の暦年額である。(米価補正を含み、臨時措置一時金は除く。)

実施要領の改正

第三八次生活保護基準の改正とともに保護の実施要領の一部改正が行われ、四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は、次のとおりである。
なお、字句の整理にとどまるもの等とくに説明を要しないと思われるものは省略した。

一、障害者加算の改善

重度障害者介護加算と重度障害者他人介護料を併給することとした。(告)別表第1・2章の4の(3)及び(5)

また、重度障害者家族介護料の支給額の引上げを行った。(告)別表第1・2章の4の(4)

〈解説〉

重度障害者介護加算(以下、「重度障害者加算」という)は、昭和五十年十月に在宅の重度障害者に対する福祉措置の一環として創設された福祉手当に対応す

るものとして、昭和五十一年一月より設けられたものである。

当初、福祉手当によって満たされるべき需要の具体的内容を一義的に定めることは極めて困難であったが、主として家族等による介護需要であると判断し、その介護需要は生活保護としても尊重すべきものとして新たな障害者加算を設けたものである。

この重度障害者加算と重度障害者他人介護料(以下、「他人介護料」という)及び重度障害者家族介護料(以下、「家族介護料」という)とは、家族等による介護という同質の需要に充てられるものであることから、本来、これらとは調整すべきものと考えられた。

そこで、他人介護料については、一定額の範囲内で必要な額が算定され必要な需要は満たされることとなるため、重度障害者加算とは併給しないこととした。

同様に考えれば、家族介護料についても併給調整すべきものであるが、家族介護料が福祉手当の対象者より介護を必要とする程度が高い者を対象としているにも拘わらず、その額が福祉手当との均衡上問題があると考えられたことから、重度障害者加算の新設を機に両者を併給することによって、その実質的改善を図ることとしたものである。

(なお、この間の経緯については、本誌昭和五十一年二月号に詳述されているので参照されたい)

ところで、制度創設当時、家族等の介護需要に充てられるものとして位置付けられていた福祉手当の性格が、現在においては、在宅の重度障害者が、介護を要するような障害の程度ゆえに生ずる特別需要に充てられるものという考えが強くなっているところである。つまり、今までの在宅重度障害者に対する「家族等」の介護需要に充てられるものから、何らかの形で人の手を煩わすような重度障害ゆえに生ずる「本人」の特別需要に充てられるものへと位置付けられたものと考えられる。

このため、介護にあたる第三者への実費補てん性格の他人介護料及び家族の介護による重労働等に対応する家族介護料とはその性質を異にするものとして整理し、今回、重度障害者加算を家族介護料の場合と同様他人介護料とも調整せず併給することとしたものである。

また、家族介護料については、前述の

ように重度障害者加算と併給することによって実質的に家族等の介護需要に対応することとしたことから昭和五十年四月以来その支給額を据え置いていたものであるが、これについても重度障害者加算との性質を異にすると整理されたことから、家族の介護による重労働等必要な措置をすべく額の引上げを図ったものである。

今回の障害者加算の改善により、在宅で介護を受ける重度障害者及び介護を行う家族の処遇は大幅に改善されることとなったが、家族介護料及び他人介護料の認定に当たっては、単に機械的に行うことなく障害者の日常生活や介護の実態等を十分把握し、適正になされるべきことに留意する必要がある。

二、災害時の被服等の改善

災害時における布団類、被服類の支給基準限度額について、災害救助法による基準に準じて引き上げた。(局)第6の2の(5)の(4)

〈解説〉

被服費等の一時扶助の支給基準限度額の改定については、昨年度において布団類、蚊帳・網戸、紙おむつ、家具什器費など大幅な改善を図った結果、本年度は、ほとんど手直しを要しない状況にあることから、災害時における布団類・被服類の支給限度額についてのみ災害救助法による基準に準じて引き上げを行ったものである。

なお、一時扶助については、本来経常

的最低生活費の範囲内で賄うべき費用について、予想外の事由により臨時的に多額の需要が生じた場合に対応すべく設けられているものであるが、一方、経常的最低生活費たる生活扶助基準が、いわゆる格差縮小方式により年々改善される中で、その在り方についての根本的な検討が必要となっている。すなわち、経常的最低生活費は、ある程度の期間を通じてのやりくりを考慮した、いわば平均月額のな意味での基準として設定しているわけであり、年々の生活扶助基準の改善によって生活費のやりくりの幅は大幅に拡大されてきているものと考えられる。

このようなことから、一時扶助の適用に当たっては、次官通達第6の精神に十分留意の上運用されなければならない。

三、移送費の支給範囲の拡大

アルコール症又はその既応のある者の家族のみが断酒会の活動に参加する場合の交通費及び本人が断酒会の実施する宿泊研修会に参加する場合の宿泊費等を、移送費の支給対象とした。(同第6の2の(7)のイのイ)

△解説△

いわゆるアル中患者の処遇については、実施機関において最も頭を痛めている問題の一つであり、その対策について要望が強いことから、アル中患者等が断酒会の活動に参加する場合に支給できる移送費の範囲を拡大することとしたもの

である。

これまでは、アルコール症又はその既応のある者(以下「アル中患者」という)及び当該者に同伴する同一世帯員が、断酒会のいわゆる例会に参加する場合の交通費のみが支給対象とされていたところであるが、今般、①アル中患者の家族のみが断酒会の例会に参加する場合の交通費②アル中患者及び当該者に同伴する同一世帯員が断酒会の実施する宿泊研修会に参加する場合の宿泊費及び食事代についても支給できることとしたものである。

酒害予防対策については精神衛生センターを中心に相談事業等が行われているが、その概要は、アル中患者の発生予防を図るための「適正飲酒」の普及を図りながら、アル中患者又はその家族からの相談に対して指導助言を行うとともに、症状に応じて精神病院又は断酒会等の紹介を行っているところである。アル中患者は「飲酒してはいけないという疾病」に思っており、そしてこの疾病は相当期間断酒していても一口でも飲酒することで容易に再発するという、いわば生涯治癒しない疾病であると言われている。しかしながら、飲酒への欲求はなかなか押え難く、結果として入退院を繰り返すアル中患者の多いことは周知のとおりである。

このような中で、断酒会の意義は、同種の体験を持つ者が集り自らの体験を發表しながら従来の生き方を反省すると

もに今後の生き方を語り合うことによつて、酒のない安定した生活を継続できるように注意を喚起し、飲酒の誘惑に耐えるような役割を果たしていると言うことができる。そのため、精神衛生センターや保健所においては、アル中患者の再発防止のため断酒会の育成・指導にも力を注いでいるところである。

ただ、断酒会に参加することでこのような効果が期待できるとは言っても、断酒会参加に至るまでが関係者を含めて大変な苦勞を要する訳であり、更に、断酒会に参加したとしても目的を達成できる者は、現状では二〇〜三〇％程度と言われているが、現段階では他に有効な手段が見当たらないので、今回の改正はこれを一つの社会資源として活用し易くする途を講じたものである。アルコールからの離脱という目的達成のためには、家族の協力はもちろんであるが、更に病院・精神衛生センター・保健所・福祉事務所等のスタッフが一体となつて根気強く取り組むことが要請されてくることとなる。

今回、家族のみが断酒会の例会に参加する場合の交通費を支給できることとした趣旨は、酒害者をかかえた家庭では家族も病んでいる場合が多いといわれていること及び、まず家族が断酒会とはどういうものかを実際に体験することが、その世帯の酒害対策への効果的な第一歩になることに鑑みて講じた措置である。すなわち、家族が断酒会に参加することによって酒害に苦しみ自立に努力している

他の例に実際に触れることは、アル中患者を抱える者としての日常生活上の注意、断酒会への参加のさせ方、断酒継続に対する家族の役割等について自分の目で確かめることができるので、本人を断酒に導くために重要な役割を果たすわけである。また、断酒会によつては、家族のみを対象とした会を開催しているところもあり、そのような機会を積極的に活用できることにもつながるものと考えている。

次に、断酒会が実施する宿泊研修会への参加費用を支給対象とした趣旨であるが、断酒会によつては、通常の例会規模を超えてある程度広範囲の地域を対象にしてアル中患者及び家族のほかに医療・福祉関係者を加えて二泊三日程度の宿泊研修を実施している場合があり、このような研修会の意義は、未だ十分に断酒の決意が固まっていない者への動機付けとして効果が期待できること、また、ある程度断酒を継続している者にとつては、このような機会に広く酒害問題について意見交換をすることにより更にその決意を固くすることにつながるという効果を期待できることにある。

なお、宿泊研修会の参加費用を支給しようとするときは、当面は厚生省に協議することとしているが、協議に当たっては、次のような点を十分検討した上行うようにされたい。①実施機関における当該世帯の処遇方針②本人の断酒への意識、断酒会の活用状況③主治医・嘱託医

等の意見④当該宿泊研修会の内容及びそれを主催する断酒会について精神衛生センター又は保健所の意見アル中患者の社会復帰は困難も多いと考えられるが、社会復帰を果たしている者もいるという事実もあるので、関係機関との連携を図りながらねばり強い指導・援助が望まれる。

四、入院患者特別介護費の手続きの簡素化

医療扶助による看護の給付を受けている入院患者について、申請手続をとらないでも二カ月目以降の特別介護費を職権により認め得ることとした。

△解説△

入院患者特別介護費については、(局)第6の2の(9)のエに規定されており、具体的な取扱いは昭和五十四年三月三十一日社保第二十八号社会局保護課長通知「入院患者特別介護費の取扱いについて」により示しているところである。従来の取扱いにおいては、毎月被保護者からの申請に基づき入院患者特別介護券を交付していたところであるが、今回この通知の一部を改正して、二カ月目以降の入院患者特別介護費については、給付要件を満たしていることが明らかな場合には被保護者からの申請がなくとも職権により入院患者特別介護費を給付することができることとしたものである。これは、本制度が新設されて三年を経過しその取扱いも定着してきたことに鑑み、事務の簡素

化を図る観点から改正することとしたものである。入院患者特別介護費の承認については看護の給付が前提とされており、一般的には、実施機関において看護の給付の制定とともに入院患者特別介護費の給付要件を把握できる実態にあり、翌月分以降の追加申請書の徴取を省略しても差しつかえないものと考えられる。

なお、老人医療費支給制度等他制度によって看護が給付される場合は、必ずしも実施機関において給付要件が確認できるとも限らないので、このような場合は申請に基づいて給付しなければならぬ。また、初回の申請については、申請保護という法の主旨もあることから従来同様被保護者の申請を要することとしている。

五、教育扶助の改善

正規の教材であことの指定証明を学校長に限度していたが、教育委員会の指定証明によってもよいこととした。(局)6の3の(3)

△解説△

これまで教材代の支給に当たっては、正規の教材として学校長が指定及び指定証明したものに限り購入に必要な実費を認めていたが、教育委員会が正規の教材指定を行うことも可能であり、また、実態をみると、管下の学校から教育委員会に使用する正規の教材についての届出等を行っている場合もある。

こうした場合には、管下の学校の正規

の教材の指定状況を把握している教育委員会においても正規の教材の指定証明を行うことは可能であるので、今回事務合理化の観点から、正規の教材の指定又は指定証明を行う者としてこれまでの学校長に加え、教育委員会についても認めることとしたものである。

(2)災害時等の学用品費の再支給基準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合八、一〇〇円を八、三〇〇円に、中学校の学合一六、二〇〇円を一六、七〇〇円にそれぞれ引き上げた。(局)第六の3の(6)

六、単身者の家賃、間代等

単身者に対する家賃、間代等の認定に当たっては、原則として(局)第6の4の(1)のエの適用は認められないことを明示した。(課)第4の(56)

△解説△

保護の基準別表第3の2の(2)の限度額(以下「限度額」という)の範囲内によりがたい家賃、間代等の借家借間に入居する必要がある場合については、(局)第6の4の(1)のエにより限度額に一・三を乗じた額(以下「一・三倍額」という)の範囲内において、都道府県知事の承認を得た上、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

しかしながら、この一・三倍額については近時、ややもすると安易に適用されている傾向がみられた。そもそも一・三

倍額の適用は世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ない場合にのみ認められるものであり、少なくとも単身者に対する適用は原則としてあり得ないものと考えるべきである。

限度額については、毎年実施している第二種公営住宅の家賃の実態調査、被保護者全国一斉調査の住宅調査等関係資料を参考として、一般の被保護世帯であれば十分に住宅が確保できるよう例年四月に額の改定を図っているものである。

したがって、単身者が新たに借家借間に入居する場合は、限度額の範囲内の借家借間に入居するよう指導することとし、また、現在、限度額を超える借家借間に入居している単身者についても地域の一般の低所得単身者の借家借間の実態と比較して著しく均衡を欠いている場合には、できるだけすみやかに限度額の範囲内の借家借間に入居するよう必要な指導を行わなければならないこととしたものである。

ただし、単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広いスペースや改造された住居を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合(例えば、永年の生活環境を喪失することが本人に心理的肉体的に回復しがたい打撃を与える等の理由から転居の指導が困難な場合)又は地域の住宅事情等から限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合は、一・三倍額の範囲内において必要な家賃、間代等を認

定して差しつかえないこととしている。
なお、二人以上世帯について一・三倍額を適用するに当たっても、世帯員数、世帯員の状況からやむを得ないと認められる場合で、かつ、一・三倍額を適用しても、世帯員数等が同様の状態にある他の一般低所得世帯と決して均衡を失することはないことを確認の上慎重に行うこととされたい。

七、遺体運搬料の引上げ

葬祭扶助の遺体運搬料の限度額を九、四〇〇円から一〇、八〇〇円まで引き上げたこと。(告示別表第7の3)

〔解説〕

葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合、遺体運搬料については、九、四〇〇円まで実費が認定される仕組みとなっていたが、この限度額を遺体運搬料の実態に対応させるため一〇、八〇〇円に

引き上げた。

霊柩自動車の運賃は、地域によって多少異なるが、これは道路運送法に基づく運輸省の各陸運局の認定料金となっておりことから、従来からその引き上げに応じて改正を行っており、今回も同様の考え方に基づくものである。

なお、普通車については、生活保護法の適用がある場合には、基本額が免除されることとなっているので留意されたい。



生活保護の

適正実施事業

生活保護制度も新法施行以来三〇年余を経過した現在、保護基準等の内容も一応の水準に達し、生活に困窮する国民の最低生活を保障するという、わが国の社会保障制度の根幹としての使命、役割をまさに担っているところである。

しかるに最近暴力団関係者等による不正受給事件が再三発生し、新聞報道等各

方面でとり上げられ生活保護行政の運営に対する批判を招いていることは誠に遺憾なことである。

もちろん、これらの者は極めて限られた一部の者による不正であるが、このことが他の大多數の被保護者に多大の迷惑を及ぼすばかりでなく、制度施行以来都道府県指定都市(以下「県本庁」とい

う)の関係者と第一線の福祉事務所の方々のたゆまぬ努力と誠意、労苦によりここまで発展充実し、国民の信頼を勝ち得てきた生活保護制度の今後の運営と改善に少なからぬ支障をきたすものと思われることから、今後このような事態が発生することは絶対に避けなければならないのである。

一方、わが国の経済はオイルショックを契機としてそれまでの高度成長から安定成長へと基調を変えつつあり、一般的な社会経済情勢も変化してきていると言えるが、その中で国、地方を通じ行政施策の見直しと改革が問われるところとなっている。

そして、生活保護制度についても直接間接に制度の運営の在り方、保障水準について問題提起がなされているところであるが、ともかく生活保護は、生活に困窮する国民の最低生活を守り確保することが使命であり、この基本的立場は常に

堅持されなければならない。

そのためにも、まず制度の適正な運営の徹底が急務であり、また、国民の負託と信頼に応えるためにも一連の不正受給の報道等を一部のものとして看過し放置することは決して許されないものである。

こうしたことから、昨年十一月、各都道府県指定都市主管部局長あて厚生社会局保護課長同監査指導課長連名通知「生活保護の適正実施の推進について」をもって収入、資産状況の把握の徹底等保護の決定実施に万全を期するよう指示し、また、本年四月には、生活保護法施行細則の一部及び生活保護法施行細則による保護申請書の様式を定めるとともにこれの添付資料として「資産申告書」「収入申告書」並びに生活保護法第二九条により実施機関が関係機関等に調査を囑託し報告を求める場合の本人の

「同意書」及び調査依頼書の統一の様式を定め、その取扱い等について示したところである。

保護の決定実施を適正に行うべきことは当然のことであり、関係者誰もが十分認識していることではあるが、これを日常業務の中で具体的にどのようなようにその推進を図るかということになると決して簡単なことではない。つまるところ生活保護制度関係者一人一人の地道な努力によるべきものではあるが、不正受給等の防止の徹底を図るためにはただ漫然と事に当るだけではなく、関係者が種々の困難を乗り越えて、積極的に取り組む姿勢がなければまた成果も上らないものと思われる。そしてそのためには、県本庁及び各福祉事務所において適正実施推進のための具体的目標及び事業を設定し、その実施に取り組むことが必要であり、かつ効果的なものと考えられるので、そのための参考としていたたくべく、去る二月の全国民生主管課長会議において「生活保護適正実施推進対策要綱(案)」を示したところである。

この中で示した事業は次のとおりである。

- ① モデル事務所実地研修事業(参考)
- ② 扶養義務収入調査等徹底事業
- ア 高齢者世帯等に対する扶養能力調査
- イ 収入状況調査
- ウ 社会保険被扶養者資格調査
- エ 年金、手当等受給資格調査
- ③ 診療報酬明細書検討事業

- ④ 学卒・就労者調査事業
- ⑤ 長期入院患者社会復帰対策事業
- ⑥ 自立助長援助事業
- ⑦ 指導困難ケース点検調査事業
- ⑧ 療養状況実態把握強化事業
- ⑨ 以上の他、県本庁及び福祉事務所に

おいて、生活保護の適正実施を図るため、創意工夫して実施する事業
これらの事業の実施に当たって留意すべき点は、次のとおりである。

一、各事業は、保護の決定実施上必要不可欠な基本的なものであるが、適正実施を推進するため、各年度において県本庁及び福祉事務所が最重要点として取り組むべき事業を選定すること。

二、事業の実施に当たっては、当面の問題点を整理分析するとともに、その実施の可否、実施方法及び効果等について十分検討すること。

三、実施しようとする事業については、その事業内容、実施の必要性及び実施方法等についてあらかじめ県本庁に協議することとし、県本庁はそれについて検討したうえ、実施の妥当性が認められる場合は、あらかじめ厚生省へ協議すること。

また、県本庁自から実施する事業についてもあらかじめ厚生省へ協議すること。
四、県本庁は、事業の実施状況を適宜把握し、必要に応じ適切な助言、指導を行うこと。
五、事業を実施した福祉事務所は、事業

の概要、実施方法、実施時期、実施対象数及び実施結果等について関係書類を添え、翌年度四月末日までに県本庁に報告すること。

県本庁は、各福祉事務所の報告をとりまとめるとともに、自から実施した事業の結果と併せ翌年度五月底までに厚生省へ報告すること。

なお、適正実施事業の実施に当たり、あらかじめ厚生省に協議をし必要性が認められる場合には、その事業に必要な旅費、会議費及び結果報告書作成費等について福祉事務所事務費等補助金の補助対象とする予定である。

最後に、生活保護の適正実施の推進は一部で誤解されているような、国の財政ひびくによる支出削減等のために行うものでは決してなく、厳に不正受給の防止を図り、一方、真に生活に困窮する者に対してはすみやかに必要な保護を確保するために行うものであることを認識し、適正実施事業の実施にはそれぞれの創意と工夫をこらし、積極的に取り組まれんことを強く期待するものである。

(参考)

モデル事務所実地研修事業

1 目的

生活保護の運営実施にすぐれた業績を上げている福祉事務所に職員を派遣しその適正運営の方策等について実地研修を行わせることにより、生活保護の適正運営を推進することとする。

2 実施主体

福祉事務所

3 派遣対象事務所

生活保護の運営実施において、何らかの適正事業を行っているところで、県本庁において派遣対象先として適当なものとして選定した福祉事務所

4 派遣職員 派遣期間

生活保護関係職員で原則として査察指導員以上の職にある者、期間は概ね二週間以内

5 実施方法

(1) 福祉事務所の抱える問題点及び運営実施面において改善すべき事項を関係資料等から分析検討し、当面取り組むべき事項を選定するとともに実施計画を策定するものとする。

(2) 実地研修の終了後は、研修結果報告書を作成し、当該福祉事務所の運営上の参考に資するものとする。

また、県本庁にも当該結果報告書を送付する。

(3) 県本庁は職員の実地研修を希望する福祉事務所の実地研修計画等を検討し、適当と認められる場合は、実地研修先のモデル福祉事務所をあっせんするものとする。



水工鬼

医療扶助の運営

一、医療扶助の適正運営の推進について

生活保護における医療扶助の実施に当たっては、単に被保護患者の治療を指定医療機関に委託すれば足りるということではなく、その診療報酬の請求等が適正に行われているか否かについてフォローすべきことは言うまでもないが、更に医療扶助を決定する過程において、その者の病状の推移にも十分注目して適切なケースワークができるように努めることもその一環として要請されている。

これは、医療扶助を医療と福祉の接点に位置しているものとしてとらえるべきことを意味するものであり、機械的に医療の給付を行うだけではなく、被保護者の自立助長を図るといふ本制度の一つの目的を達成するため、治療を継続する一方で能力の活用の可能性に絶えず配慮し

ておかなければならないということでもある。

医療扶助はこうした非常に難しい分野を含むため、その運営のあり方には、絶えず検証を加えていく必要があるもので、今後の医療扶助運営のあり方を長期的観点から検討することとし、本年度から厚生省に医療扶助運営検討委員会(仮称)を設けて、例えば福祉事務所におけるレセプト点検のあり方や嘱託医制度のあり方と言った問題について逐次検討を進めることを予定している。

各県からも医療扶助の適正運営についての建設的な意見を折に触れて提言していただきたいと考えているので、ご協力願いたい。

二、健康保険等の高額療養費支給制度について

健康保険等(日雇労働者健康保険を除く)

く被用者保険をいう。以下同じ)においては、昭和五十六年三月から低所得者の負担を軽減するため高額療養費支給制度が適用される自己負担限度額を二段階にすることとし、一般の被保険者については三万九千円、低所得者である被保険者については一万五千円とするよう政省令を改正したところである。

この改正に伴って、高額療養費支給制度と生活保護制度との間で取扱いを明確にすべき点がいくつか生じていたところであるが、今般、保険部局との協議が整い、本年四月一日社保第三十九号保護課長通知(昭和五十六年三月十二日社保第三十号「高額療養費支給制度と生活保護法との関係について」の一部改正通知)でその取扱いを示したので、その概要について解説する。

1 低所得者の範囲

低所得者として自己負担限度額が一万五千円となる被保険者は、次に掲げる者である。

- 1 市町村民税非課税(免除)者
- 2 生活保護法に規定する被保護者
- 3 高額療養費の支給制度を受けたならば生活保護を必要としなくなる者(健康保険法施行規則第五十五条ノ二の第二号に規定されているところから、以下「2号該当者」という)

- 2 被保護者であっても自己負担限度額が三万九千円になるケース

被扶養者の療養に係る家族高額療養費の支給を受けるのは被保険者(本人)であ

るため、たとえ被扶養者が保護を受けていてもその被保険者が1の(1)から(3)のいずれにも該当しない場合は、一万五千円の適用を受けることはできないものである。このようなケースは、遠隔地扶養を受けている場合等に例外的に生ずるものと考えられる。従って、実態としては生活保護の社保併用者の中には自己負担限度額が一万五千円の者と三万九千円になる者の両者が存在していることとなる。

3 2のケースについての費用負担の方法

2で述べたように自己負担限度額が二種類あるにもかかわらず、生活保護の社保併用患者で健康保険等の被扶養者に係るレセプトからはその者の自己負担限度額がいずれの額であるか判明しないが、一般には被保護者の自己負担限度額は一万五千円と考えられるので、社会保険診療報酬支払基金においては福祉事務所に對する請求は一率に一万五千円を限度としている。このため、2のケースについては三万九千円を超える部分を支払うべき被保険者が一万五千円を超える部分を支払うこととなるため、被保険者が過払いになる場合があることとなる。(ただし、本人支払額が一万五千円を超える場合は、支払基金は三万九千円に該当するものとして処理することとなっている)

このように被保険者が過払いとなっている場合における被保険者と福祉事務所との費用の調整は、当面支払基金において被保険者からの申出に基づき過誤調整の例に

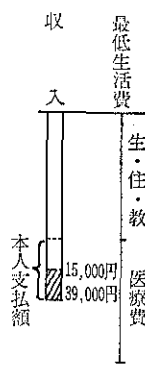
より調整することとされた。これにより調整が行われた場合は、支払基金から福祉事務所に対し請求過誤通知票が送付されることとなり、調整額は請求内訳書の過誤調整額欄に記されることとされている。

また、保険者が支払基金に対し調整を申出の場合は、予め社保併用患者であるところの被扶養者に係る被保険者が保護を受けているかの確認をしたうえで依頼することとなっている。これは、支払基金においてこの調整業務が相当煩雑であることから、一度調整したものについて福祉事務所側から再び調整の申出が出ないようにされたという支払基金の強い要請があったためである。従って、このような形で調整されたものについては、支払基金としては再度の調整には応じ難いとしておられるので、この点に十分留意する必要がある。

なお、保険者から確認を求めてくるのは、社保併用患者であるところの被扶養者に係る被保険者が保護を受けているか否かの点であるが、保険者に回答する際は確実を期するためこの点に併せて他の要件（1の②及び③）についてもチェックして、その結果低所得者の要件のいずれかに該当することが判明した場合、念のためその旨を付して回答することとされた。更に、確認したことを明確にしてトラブルを防止する観点から確認の方法は文書によって行うこととされた。

4 低所得者の要件の一つである「高額療養費の支給を受けたならば生活保護を必要としなくなる被保険者（2号該当者）」の取扱

この要件に該当するケースを图示すれば次のような世帯である。



すなわち、被保険者が市町村民税を課税されている世帯であって、かつ、本人支払額が一万五千円から三万九千円の範囲の世帯である。

このような要件が規定された趣旨は、例えば、本人支払額が二万円の世帯を例にとった場合、保護を適用しなければ最低生活を維持できないため保護要となるが、保護を適用すれば自己負担限度額が一万五千円となるので保護否となるという制度のすき間が生じることから、このような世帯を「低所得者」として規定し保険給付でカバーすることによって最低生活を維持できるようにしたものである。従って、このような状態になる世帯については保護を適用する必要がないものである。

2号該当者の認定は保険者が行うものであるが、福祉事務所で保護の決定実施の過程において2号該当者であることが明らかにした場合、その旨を記載した通知書を交付すれば保険者はそれに基

づき2号該当者として認定することとしている。

具体的には、保護申請時等の要否判定で2号該当者であることが明らかになった場合は、保護申請却下通知書に、また、保護を受けている者が収入増等により2号該当者に該当するようになった場合は保護廃止決定通知書に、それぞれ「特別高額療養費該当」と記載した上、保護申請者又は被保護者に交付することとしたい。なお、この際、当該者に対しては、これらの書類で自己負担限度額が一万五千円になることを説明し、保険者に対して所要の手続を採るよう指示する必要がある。

5 健康保険等の被保険者に保護を適用した場合等の被扶養者を保護している福祉事務所への連絡

このような事例は少ないと思われるが、被保険者が被保護者又は2号該当者となった場合及びこれらの者でなくなった場合は、被扶養者の療養に係る自己負担限度額にも影響してくるので、被扶養者を保護している福祉事務所に予めその旨を連絡しておくこととし、連絡を受けた福祉事務所に保険者から3に関しての確認を求められた際速やかに対応できるようにしたものである。

全国の福祉事務所の名称、所在地、電話番号、最新の管内人口および業務推進上参考となる指標などを収録。あらたに付録として、身体障害者更生相談所・婦人相談所・児童相談所・精神薄弱者更生相談所も収録しました。

● 最新版

厚生省社会局庶務課 監修

全国福祉事務所便覧

B5判・128頁・定価800円・千250円

全国社会福祉協議会・出版部 〒100 東京都千代田区霞が関3-3-4 ☎03(581)9511 振替・東京638440 ●お申込みは、書店または、代金送料を添えて、左記へ。

昭和57年度の生活保護、社会福祉（社会福祉施設、

福祉手当）指導監査方針

厚生省社会局監査指導課

生活保護

指導監査方針

昭和五十七年度における生活保護指導監査方針については、昭和五十七年三月十日社監第三一〇号厚生省社会局長通知をもって示されたところであるが、その概要及び指導監査に当たって留意すべき事項について説明する。

■監査方針設定の背景等

近時、一部地域において、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が発

生し、社会的な批判を受けているが、このような事件の発生は、たとえそれが極く一部のケースであるとしても被保護者全体に多大の迷惑をかけると同時に、永年つちかわれてきた生活保護制度に対する国民の信頼と期待を裏切る結果となり、その社会的影響は極めて大きいといわなければならない。従って、このような事件の未然防止と早期発見に努め、不正に保護を受けているものに対しては、

厳正に対処する必要がある。又、一方、大多数の被保護世帯は真に生活に困窮する者であるので、これらの者に対しては、必要な保護を行うとともに、個別の実情に即した指導・援助を図る必要がある。こうした背景をふまえ、昭和五十七年度の福祉事務所に対する指導監査に当たっては、①保護の受給要件にかかる事実把握の徹底 ②個別ケースの実情に即した指導・援助の推進 ③不正受給防止対策の推進 ④組織的な運営管理の推進の四つの柱を主眼事項として効果的な実施を図ることとした。以下、主眼事項の主旨と着眼点の概要について述べる。

個々の要保護世帯について、保護の決定実施に必要な事実関係を的確に把握することは生活保護の適正な運用を図るために欠くことのできないものであるが、なかでも、資産、収入及び稼働能力等保護の受給要件については、最も基礎的な事項である。

しかしながら、監査を通してみても残念ながら、これら基礎的な事項にかかる事実把握が必ずしも十分でない事例が依然として少なくない実情にかんがみ、保護の受給要件にかかる事実把握の徹底を主眼事項の第一の柱として設定したものである。

着眼点のポイントは次のとおりである。

一、保護の受給要件にかかる事実把握の徹底

- (一) 計画的な訪問活動の確保
- ア 訪問計画の設定状況は適切か。
- イ 訪問活動は計画的に実施されている

か。また、世帯の状況変化に応じた訪問調査、不在が続く場合の対応等に関する問題はないか。訪問結果の記録はなされているか。

二 保護の適格性の確認

ア 資産の保有状況は、的確に把握されているか。その活用について指導・指示は適切か。

イ 稼働収入の把握について、収入申告書及び給与証明書等の提出並びにその内容検討等が適切に行われているか。

ウ 年金、保険金等稼働収入以外の収入について適切に把握されているか。

エ 稼働年齢層に属する者についての就労阻害要因の的確に把握されているか。特に、疾病が原因となっているケースについての病状の把握は、レセプト検討、嘱託医協議、主治医訪問等により的確に把握されているか。

二、個別ケースの実情に即した指導援助の推進

被保護世帯のなかには、単に経済給付のみによって保護の目的が達成できるものは少なく、老人、障害者等種々のハンディキャップをもったケースや、何らかの指導、援助を必要とするケースが大半を占めている。

従って、個別ケースの実情に即した指導、援助の推進を主眼事項として設定したものである。着眼点のポイントは次のとおりである。

(一) 他法、他施策の活用、職業安定所そ

の他関係機関との組織的な連携は十分行われているか、又、扶養義務者からの援助について十分指導されているか。

(二) 就労が可能な者、母子世帯、独居老人、重度障害者等、特に指導、援助を要すると思われる者に対する措置は適切か。

三、不正受給防止対策の推進

一昨年来一部において、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が発生したことに鑑み、昭和五十六年度に、不正受給の防止対策の推進を主眼事項に掲げたところであるが、今年度も引き続き主眼事項として設定し、更に、その対策の推進を図ることとしたものである。

着眼点のポイントは次のとおりである。

(一) 暴力団関係者等関連ケースに対する保護の受給要件等の点検及び処遇方針、指導方法等の検討状況は適切か。

又、資産、収入の申告、届出等義務履行の遵守の指導及び指導指示に従わない場合の措置状況は適切か。

(二) 不正受給が発見された場合における措置状況は適切か。また、関係機関との連携が図られているか。

四、組織的な運営管理の推進

生活保護の適正な運用を図るためには、保護の決定実施が個々の担当者の判

昭和五十七年度生活保護法施行事務指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項

第一 福祉事務所に対する指導監査

一、保護の受給要件にかかる事実把握の徹底

(一) 計画的な訪問活動の確保

着 眼 点

(一) 訪問計画の設定状況

(二) ケースの訪問格付に対応した訪問計画が作成されているか

(三) 訪問計画は実施可能なものとなっているか

(四) 訪問活動は、おおむね計画どおり実施されているか

(五) 世帯の状況変化に応じた臨時訪問は適切に実施されているか

(六) 訪問目的は達成されているか

(七) 不在が続くなどの場合には、訪問方法を変える等適切な対応措置がとられているか

(八) 訪問結果はケース記録票に記録されているか

(九) 資産の保有状況は、関係先調査等により的確に把握されているか

(一〇) 資産の把握状況

(一一) 資産活用について、指導、指示は適切に行われているか

(一二) 稼働収入の把握状況

(一三) 収入申告書及び給与証明書は定期的に提出されているか

(一四) 収入申告書及び給与証明書の提出について適切に指導されているか

(一五) 収入申告書及び給与証明書の内容審査は適切に行われているか

(一六) 申告内容に不審がある場合の勤務先等関係先調査は適切に行われているか

(一七) 年金、保険金等稼働収入以外の収入の把握状況

(一八) 稼働能力及び就労阻害要因の把握状況

(一九) 病状はレセプト検討、嘱託医協議、主治医訪問等により的確に把握されているか

(二〇) 稼働能力を活用していない者等の就労阻害要因は的確に把握されているか

断のみによって行われるのではなく、福祉事務所の組織として行われることが必要であるが、監査等を通してみると、組織的な運用が必ずしも十分でない福祉事務所が少なくない。

また、福祉事務所の現業活動の中核である現業員と査察指導員については、必要員数の確保と適格者の配置が不可欠の要件であるが、この要件を満たしていない福祉事務所もみられるので、要員の充実に図り、組織的な運営管理の推進を図ることを主眼事項として掲げたものである。

着眼点のポイントは次のとおりである。

(一) 計画的な運営管理の推進

福祉事務所の運営方針、事業計画等の内容及びそれに基づく実施状況等は適切か。

イ 処遇困難ケースに対する福祉事務所としての組織的取組の状況は適切か。

(二) 査察指導機能の充実

ア 訪問計画の設定とその進行管理は適切か。

イ ケース審査及び現業員に対する助言、指導は適切か。現業員に指導、指示したことの確認をしているか。また、処遇困難なケースに対しては同行訪問等適切な指導がなされているか。

(三) 実施体制の確保

査察指導員及び現業員の充足状況、適格者の確保の状況、現業員に対する研修、特に、新任現業員等に対する研修は

適切か。

指導監査の実施上の留意事項

次に、指導監査の実施に当たって特に留意すべき事項について説明する。

一 主眼事項及び着眼点の取扱い

福祉事務所の指導監査に当たっては、主眼事項及び着眼点で示された事項は、全福祉事務所共通の事項として統一的に実施することとし、このほか必要な事項があれば適宜追加して差し支えないこと。

二 福祉事務所の問題点の事前把握の徹底

監査の実施に当たっては、管下福祉事務所の保護動向、地域の実情、保護の実施水準、前年度の監査結果等について事前に十分検討し、効果的な監査が実施できるよう問題点の事前把握の徹底を図ること。

三 重点的な監査の実施

監査は、福祉事務所の問題点に応じてその問題の解決を指向して実施する必要があるが、特に処遇上複雑困難な問題のあるケースが多い福祉事務所、実施体制、運営管理上に問題点が認められる福祉事務所等に対しては、重点的な監査を実施する必要があるため、監査班の編成、日程等についても十分配慮すること。

二、個別ケースの実情に即した指導、援助の推進

一、就労援助等による自立助長の推進の状況
稼働能力の活用等自立を助長するための指導、援助は積極的に行われているか

(一) 他法、他施策の活用、職業安定所その他関係機関との組織的連携は十分行われているか

(二) 親、兄弟等扶養義務者からの援助について十分指導されているか

(三) 母子世帯に対する指導、援助の状況

(一) 世帯の自立更生計画は明確にされているか

(二) 離別した夫に対する扶養義務調査等は行われているか

(三) 世帯の自立更生を図るうえで、扶養義務者からの援助を得るための指導は十分行われているか

(四) 子供の養育について配慮されているか

三、同居老人・重度障害者等に対する指導・援助の状況

(一) 同居老人に対する指導、援助は適切に行われているか

(二) 重度障害者に対する指導、援助は適切に行われているか

(三) 長期入院患者の退院及び退院後の指導、援助は適切に行われているか

三、不正受給防止対策の推進

一、暴力団関係者等関連ケースの点検状況

二、処遇方針及び指導方法等の検討状況

三、資産、収入の申告、届出等義務履行の遵守の指導状況

四、指導、指示に従わない場合の措置状況

五、不正受給の事実が発見された場合の措置状況

六、関係機関との連携状況

四、組織的な運営管理の推進

一、運営方針の設定状況

(一) 保護動向の推移及び当該地域の実情が反映されているか

(二) 運営上の問題点に即した対応策が反映されているか

(三) 事業計画の推進状況

(一) 事業計画は運営方針に即した実行可能なものとなっているか

(二) 事業計画に定める事業の遂行に必要な実施方法が明確にされているか

(三) 事業計画の進捗状況が定期的に確認され、必要な措置がとられているか

三、処遇困難ケースに対する組織的取組の状況

四 全福祉事務所に対する一般監査の実施

一般監査は、管下福祉事務所に対して少なくとも毎年一回は必ず実施すること。

五 暴力団関係者等関連ケースに対する指導の徹底

暴力団関係者等関連ケースについては、昨年度不正受給の防止を期するため、各福祉事務所に対して、昭和五十六年度中の一定期間内に、保護の受給要件に問題はないかどうかを点検するよう指導したところであるが、今年度においては、監査の時点で当該ケースの把握状況及びその取扱い状況を十分掌握することともに、その後の継続指導、適正な措置の徹底に努めること。

六 検討対象ケースの選定等

ケース検討は、全ケースの概ね一割を目途に次により実施することとし、実地調査もできるだけ多く実施すること。

(一) 暴力団関係者等関連ケースは、全ケースを検討すること

(二) 稼働年齢層の者のいるケース（新規〈開始一年未満〉ケース、母子ケースを含む）を重点に検討すること。

七 特別監査、特別指導等の実施

一般監査の結果、又は保護の動向等からみて、特に問題が認められる福祉事務所

所に対しては、特別監査、特別指導等を積極的に行い、保護の適正実施を図るための指導を強化すること。

八 指定医療機関に対する個別指導

指定医療機関の不正請求等が社会的な問題として問われている実情等から、その指導を強化する必要があるため、個別指導の実施箇所数の増加等に配慮するとともに、その実施に当たっては、関係部局等との連携を図り円滑に実施できるよう配慮すること。

九 指導監査関係の厚生省提出資料

指導監査の実施計画、監査結果の報告書及び厚生省が実施する監査の事前提出資料等の様式については、若干の改正を行ったところである。

以上、昭和五十七年度の生活保護の監査方針及び留意事項等について述べてきたが、これらの諸点をふまえ、指導監査の一層の徹底を図り、特に「不正受給の防止」に格段の意を用い、生活保護の適正な実施に努めるよう切望する次第である。

(二) 査察指導機能の充実

(三) 実施体制の確保

第二 指定医療機関に対する個別指導

医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保

(一) 福祉事務所全体としての取組方法は確立されているか
(二) 関係機関との連携は十分とれているか
(三) 訪問計画の設定とその進捗管理の状況

(四) 訪問計画の樹立について適切に指導されているか
(五) ケース審査及び助言、指導等の状況

(六) ケースの内容審査及び現業員に対する助言、指導は適切に行われているか
(七) 現業員に指導、指示した事項の措置結果を確認しているか

(八) 同行訪問を行う等、処遇困難ケースの指導は適切に行われているか
(九) 地区担当替時等におけるケース指導について適切に配慮されているか

一、査察指導員、現業員の充足状況

二、査察指導員、現業員の適格者の確保状況

三、現業員等に対する研修の実施状況

(一) 新任現業員等に対する研修は適切に行われているか
(二) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか
(三) 特殊勤手当の支給状況

一、医療扶助に対する理解の状況
(一) 生活保護制度の主旨及び医療扶助に関する事務取扱が十分理解されているか
(二) 診療報酬請求は適切に行われているか
(三) 精神衛生法、結核予防法等他法は適切に活用されているか

二、医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況
(一) 保護の実施機関との協力関係は円滑に行われているか
(二) 医師、看護婦等医療従事者は確保されているか
(三) 診療録の記載及び保存は適切に行われているか
(四) 診療内容からみて医療要否意見書は適切に記載されているか

(五) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は適切に行われているか
(六) 入院患者日用品費の取扱は適切に行われているか

社会福祉に係る

指導監査方針

昭和五十七年度における社会福祉施設の入所措置及び福祉手当支給事務に係る指導監査実施方針及び指導監査に当たって留意すべき事項について説明する。

なお、老人医療支給事務に係る指導監

査については、新しい老人保健制度への移行準備等を考慮して、実施方針等は特示さず、各都道府県の実情に応じて適正な運営指導を行うこととされているため省略する。

社会福祉施設の入所措置関係

社会福祉施設等の運営に当たっては、法令及び関係通知等を遵守しなければならないことはもちろん、特に入所者の処遇にきめ細かな配慮がなされることが要請されている。近年、施設の整備拡充に加えて、入所者等のニーズも多様化、複雑化してきており、こうしたニーズに即応

した施設機能の拡充や処遇の向上を常に図っていく必要がある。

しかしながら、最近の監査結果をみると、全体的には改善が図られつつあるが、施設数が増加していることもあり、①直接処遇職員が充足されていないもの②夜間におけるおむつ交換等の介護需要

に対応した勤務体制の確立が不十分なもの、③入所者の処遇（入浴回数、健康診断の実施、給食時間の設定等）が不十分であるもの④給与規程等が未整備あるいはその内容が実態と遊離しているもの⑤会計経理事務が不適切なもの等、施設運営の基礎的事項についての指摘が未だに見られる。

また、最近、一部の社会福祉法人立の施設において、その運営のあり方をめぐって、社会的批判を招く不祥事が発生し、しばしば新聞等において報道されたところであるが、このことは、社会福祉施設全体に対する国民の信頼を損うものとなり、非常に憂慮されるところである。

昭和五十七年度においては、これらの状況をふまえ、都道府県・指定都市の指導監督体制の整備強化に十分配慮するとともに、施設運営の適正化の推進に努めることとし、次のとおり主眼事項及び着眼点を定めたところである。

なお、実施にあたっては、都道府県・指定都市の実情を考慮しつつも、経理事務の適正執行があらためて強く求められている最近の情勢にかんがみ、特に経理関係に重点を置いた効果的な指導監査に努める必要がある。

第一 福祉事務所における収容措置等の適正化の推進

(1) 施設入所の要否判定にもとづく措置の状況

(2) 費用徴収の階層区分決定に伴う収入額・扶養義務者の把握状況

福祉事務所は、措置の実施機関として、要措置者の把握、措置の決定、措置費の支弁、費用の徴収、措置後における入所者又はその出身世帯の訪問調査等施設入所措置に関する業務を行っている。

監査に当たっては、これらの業務全般が適正に行われるよう指導する必要があることはいうまでもないが、特にここに掲げた二項目を着眼点として指導する必要がある。すなわち、施設入所の要否判定にもとづく措置に関しては、要措置者が的確に把握され、その者のニーズに応じた適切な施設選定が行われるよう指導する必要がある。また、費用徴収関係事務についても、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの被措置者に係る費用徴収階層区分の決定に当たり、被措置者の収入並びに主たる扶養義務者及びその者の税額が正しく把握される必要があるが、会計検査院の検査において階層区分の見誤り等極めて単純なミスを含め、その事務処理が不適切なため、国庫補助金の返還を求められる事例も少なくないもので、これが事務処理の適正化については、特に重点を置き指導する必要がある。

第二 社会福祉施設運営の適正化の推進

一 施設運営管理体制の確立
(1) 施設長の施設運営管理の掌握状況

施設長は、入所者処遇の確保、職員管理等施設運営全般にわたる最高責任者として、多額な公費の執行をゆだねられており、適正な施設運営は、この施設長に負うところが極めて大きい。したがって、施設長がこの職責を十分自覚し、常に施設運営全般にわたる実態を的確に把握し、施設運営の向上に努めるよう指導する必要がある。

(2) 施設長の資格保有の状況

近年における社会福祉施設の処遇水準の高度化、処遇技術の複雑化等から施設の運営管理の任にあたる施設長の職責は従来にもまして加重されてきており、その資質の向上、適格性の確保が重要となっている。

施設長の資格要件については、各施設ごとに「設備及び運営の基準」に示されているが、現に存在する無資格施設長に対しては、施設長資格認定講習会の受講等による資格取得を指導する必要がある。

(3) 事業計画の設定及び実施状況

施設の運営活動の年間指針である事業計画は、実現可能な具体的内容がもりこまれ、かつ各部門担当職員の意見が十分に尊重、反映されたものでなければならぬ。

また、この事業計画を推進するためには、各職員の分担、実施方法等が明確化されており、これが職員に周知徹底されていないならばならないので、この点について指導する必要がある。

(4) 就業規則、給与規定の整備及び運用状況

就業規則は、民間施設の場合、労働基準法第八十九条の規定により、職員の労働条件、賃金の支払、職場規律等を具体的に定め、所轄の労働基準監督署に届け出ることが義務づけられている。今日では、就業規則の制定、届出がなされていない例はないと思われるが、その内容を見ると、一部において勤務時間等の規定が実態にそぐわない施設がみられるので指導が必要である。

また、給与規程は、就業規則の一部として別に定められるのが一般的であるが、この規程は本文のみでなく、実行されるべき給与表及び初任給格付基準が備わって始めて実質的な給与規程といえるものである。しかしながら、これら給与表及び初任給格付基準の未整備をはじめ、規程と実態が遊離（たとえば、規程に定めのない手当の支給、規程に定める支給率以上の支給等）している施設が見られるので、これら施設に対しては、職員待遇の公正化、人件費の適正支出等の観点から、規程の整備に併せ、その運用の適正化について指導する必要がある。

(5) 職員研修等の状況

施設の運営管理の適正化、時代のニーズに即応した入所者処遇の向上等を図るためには、施設長をはじめ処遇の直接の担い手である寮母等各種職員の資質向上が常に図られなければならない。このためには、各種職員について研修会に参加

させる等の方法により業務遂行上必要な教育訓練を行う必要がある。

なお、研修は、初任者研修に限らず、適時現任訓練を実施することが望まれる。

(6) 災害事故防止対策の状況

多くの入所者の人命を預る社会福祉施設においては、火災、地震等非常災害発生に備えての平素から防災には細心の注意を払う必要があるが、これら防災対策については関係方面からも注意が喚起されているところである。

したがって、防災計画の樹立、各種防災訓練等の実施、消防設備の定期点検整備等を行い、常時、不測の事態に対応できる体制の整備を図るよう指導する必要がある。

二 直接処遇職員の充足と入所者処遇の確保

(1) 指導員、寮母、看護婦の充足状況
入所者処遇の担い手ともいえるべき直接処遇職員が、国の示す配置基準に比して不足している施設がいまなお見られる。

退職等による一時的欠員はやむをえないとしても、不足が長期にわたることは、入所者処遇の低下を招き、あるいは職員個々の労働過重等の問題を起こす結果となるので、これら職員の充足について指導の徹底を図る必要がある。

(2) 食事時間等生活時間の設定の状況
生活時間のうち食事時間の設定の状況を見ると、改善の方向にあるとはいえず、夕食時間が早すぎる（十六時三十分前）

施設が一部に認められる。これらの時間設定は、通常の社会生活の慣習に従うことが望ましく、いやしくも従事する職員の都合のみにより設定されるべきものではない。

特に、夕食時間については、調理担当職員の勤務体制（特に選出勤務）の見直し等により、少なくとも十七時以降の時間設定を指向した指導が望まれる。

(3) 入浴、健康診断及び衛生管理の状況
入所者の入浴回数、健康診断の実施等については、「施設の設備及び運営の基準」に規定されているが、実態を見ると、週二回以上実施すべき入浴が寮母の勤務体制及び入浴設備の不備等から二回未満となっている施設、同様に健康診断の実施回数が基準を下まわる施設が見られるので、これらの施設に対し、その適正な実施について指導する必要がある。

(4) 夜間におけるおむつ交換等の介護状況

夜間における入所者介助の重要性にかんがみ、特別養護老人ホーム及び身体障害者療護施設にあっては、「三交替制」もしくは「二交替制」、救護施設及び重度身体障害者更生援護施設にあっては「二直交則二交替制」をとり、入所者処遇の万全を期するよう指導されてきたところである。

しかしながら、これら施設の夜間勤務の実態を、おむつ交換等の入所者処遇の観点からみると、適切を欠く施設が認められるので、勤務体制の整備を通じて夜

間の介護需要に応じた処遇を図るよう指導する必要がある。

(5) 入所者のニーズの把握と処遇への反映状況

入所者個々の日常生活を安定させるためには、入所者の心身や生活態様に即して、物心両面からの施設サービスに努める必要がある。あらゆる機会を通じて入所者の意見、要望等をくみあげ、これを処遇に反映させるよう指導する必要がある。

三 経理事務の適正な執行の確保

(1) 予算決算に関する理事会の審議及び監事の監査の状況

施設運営に係る当初予算及び補正予算並びに決算に関しては、法人理事会において、審議に必要な資料が準備され、かつ十分な説明が加えられたうえで、審議議決されるよう指導する必要がある。

また、財務諸表等を監査しうる監事により会計監査、理事の業務執行状況の監査が実質的に行われるよう指導する必要がある。

(2) 施設会計と本部会計等会計相互間における繰入・繰出しの状況(貸借対照表の突合、繰入額・繰入時期の審査確認)

施設会計と他会計(本部会計、特別会計及び同法人の他の施設会計)との間における繰入、繰出しの状況については、それぞれの会計間に整合性が保たれているか突合するとともに、繰入目的、繰入額及び繰入時期等について審査確認する

必要がある。

特に、先般施行されたいわゆる一七五号通知(56年8月25日社施第一七五号社会・児童家庭両局長通知)等に表示されたところにより、施設等の整備にかかる経費を施設会計から本部会計に繰入れて支出する場合は、施設の運営が適正に行われていること等の要件、繰入時期等に問題はないか審査する必要がある。

また、当該法人の経営上やむを得ない場合に、運営費を施設会計から当該施設会計以外の会計へ一時繰替使用(貸借)することが認められているが、これは、当該年度内に限り認められるものであるので、この取扱いが適正に行われるよう指導する必要がある。

(3) 預貯金利息等運用収入の経理状況

先般、これまで施設会計の支出対象経費として認められていなかった法人理事会又は評議員会の開催経費を、当該施設に係るものに限定したうえで、施設会計から支出することが認められたところであるので、この適正運用について指導する必要がある。

(4) 伝票、帳簿、証拠書類(領収書、契約書等)の整備状況

社会福祉施設運営費のほとんどが公費で賄われていることから、その経理の適正な執行が要請されているが、先にも述べたとおり、一部の社会福祉法人立施設において措置費の不当支出等の不祥事例の発生が見られ、社会福祉施設に対する国民の信頼、損うおそれが出てきてい

る。国民の負担にこたえるためにも、施設の会計経理は常に公正を期し、収入支出の状況を明らかにする記録及び証拠となる書類等の整備について指導する必要がある。

(5) 剰余金の発生原因と使途の状況

この事項については、前年度に詳述しているので省略するが、最近の剰余金の取扱いにかかる諸通知に基づき、適正な運用について指導する必要がある。

(6) 入所者預り金及び遺留金品の取扱い状況

入所者の預り金及び遺留金品の取扱いについては、その額が多額にのぼる例も少なくないので、特に事故防止の観点から、適正な管理又は処分について指導する必要がある。

以上、主眼事項及び着眼点について説明したが、前記各事項のほか、実情に必要事項は適宜追加することとしている。

第二 指導監査実施上の留意事項

都道府県・指定都市が行う社会福祉施設指導監査は、次に留意のうえ、その実施の万全を期す必要がある。

一、各社会福祉施設に共通する施設運営上の基本的事項については、統一した指導監査方針を策定して監査を実施するよう努めることとし、施設の指導監督の所管課が二課以上となる場合には、総合調整部門(機能)の設定についても配慮すること。

なお、既に当該部門を設定しているも、その機能が十分に発揮されていない県が見られるのでその充実強化を図ること。

二、社会福祉施設及び福祉事務所に対する監査は、極力一年一回実施することとし、当面、これが実施困難な場合にあっては、社会福祉法人経営の施設については年一回、福祉事務所については少なくとも二年に一回実施すること。

また、施設運営上重大な問題が認められる施設に対しては、適宜特別監査を実施すること。

三、社会福祉法人経営施設の指導監査は、施設監査と法人監査を併行して実施し、その実効をあげるよう配慮すること。

四、指導監査に当たっては、年間の実施計画を作成するとともに、前回監査結果等により事前に対象施設の問題点を把握し、特に重点的な監査が必要な施設に対しては、監査班員及び日数を一般の場合以上に増加する等所要の配慮を行うこと。



福祉手当支給事務関係

昭和五十七年度における福祉手当指導
監査方針及び指導監査にあたって留意す
べき事項について、説明する。

手当支給制度は、在宅の重度障害者の
経済的、精神的負担に対応する福祉措置
として、昭和五十年に発足して以来八年
目を迎え、この間、手当支給額の引上げ
等について逐次改善が図られてきたとこ
ろである。事務の執行状況についても、
関係者の努力により適切な運営体制が確
保され、定着化してきているところであ
る。

しかしながら、厚生省及び都道府県が
実施した指導監査の結果からみると、障
害程度の認定及び障害年金等受給事実の
は握についての指摘が依然として少なく
ない。

これらの事項は、いずれも制度運営上
の基本的な問題点であり、かつ、実施機
関における取組みや運用に当たっては、
専門的な知識が要請されるものである。

昭和五十七年度においては、これらの
問題点をふまえて、主眼事項及び着眼点
が定められたところである。

第一 指導監査の主眼事項、着眼点

一 障害程度認定の適正化

(一) 診断書による障害程度の適正な認定
について

障害程度の認定は、視覚、聴覚、言語
障害、肢体不自由から精神の障害まで、
全ての障害が支給対象となり、かつ、そ
のうち障害の重度、軽度等の程度の判断
が必要である。

この障害程度の認定に当たっては、診
断書により行うことが原則である。な
お、提出された書類のみでは、認定が困
難な場合には、必要に応じ療養の経過、
日常生活の状況の調査等を実施したうえ
で、認定を行う必要がある。

また、障害の程度についての総合判定
に当たっては、医学的専門的判断を必要
とする場合が多いところから、審査に当
たる医師を囑託し、その意見を求め、あ
るいは、実施機関において判定が困難な
事例について県庁へ協議を行う等によ
り、適正な認定を行うことが必要と考え
られる。

次に、事務の簡素化等により、診断書
の添付を省略できる範囲が定められてい
るが、聴覚障害または精神薄弱に係る障
害程度の認定に当たって診断書による審
査を行わず、身体障害者手帳二級所持ま
たは障害福祉年金一級受給の事実のみに

よって手当の障害程度に該当すると認定
している事例が認められるが、これにつ
ては、当該制度の判定の基礎となった診
断書によって認定するか、または判定が
困難な場合には、新たに福祉手当認定診
断書を徴して認定する必要がある。

(二) 有期認定の取扱いの状況について
傷病が治らないものの認定に当たって
は、認定時以後の予後を予測し、かつ、
必要に応じ一定の期間を定めて認定を行
うものである。

これらの有期認定の事務取扱いが行わ
れていないもの、または再認定の時期が
経過しているにもかかわらず再認定の手
続きがなされていないものが認められ
る。これについては、有期認定対象者名
簿等を整備し、事務手続きの適正を期す
ることが必要と考えられる。

二 障害年金等受給事実のは握の徹底

障害年金等との重複支給防止について
は、昭和五十五年十二月の社会局更生課
長通知に基づき、受給資格認定の適正化
が進められている。

しかし、最近の監査結果からみて、障
害年金等の受給者に誤って手当を支給し
ているもの、あるいは、障害年金等の受
給権を取得したときの手当の受給資格喪
失年月を誤って処理しているもの等の指
摘が多く認められる。

ついては、手当請求時における障害年
金等の受給状況のは握のほか、手当の受

給資格の喪失処理に当たって、その年金
等の受給開始年月を年金証書等により確
認し、適正に処理する必要がある。

第二 指導監査実施上の留意事項

都道府県の実施機関に対する指導監査
に当たっては、次の諸点に留意し、効果
の実施に努める必要がある。

一、指導監査は、全実施機関について極
力年一回実施することとし、必要に応じ
随時特別監査を実施すること。

二、指導監査は、単に事務処理の適否に
ついての指摘にとどまらず、その原因を
究明し、具体的な是正改善方策について
指導すること。

また、監査方法についても最適な仕組
みや手法がとらえられているかを反省
し、その改善を図っていく必要があるこ
と。

なお、主眼事項及び着眼点について
は、前記事項のほか、個々の実施機関に
おける問題点に応じ、適宜監査項目を追
加して差し支えないものとされている。

最後に、障害程度の認定に当たって
は、各実施機関における障害程度の認定
に格差の生じないよう指導するとともに
、年金制度の受給要件にかかる基礎的
知識の付与が併せて必要と考えられるの
で、事務担当者に対する実務研修の実施
につき配慮されたいことを付記してお
く。

生活と福祉 第三二二二号
昭和五十七年五月一日発行(毎月一回一日)
昭和五十七年五月十四日第三版(印刷部)

生活と福祉 第三二二二号
定価二部二八〇円(送料四〇円)
一年分三三六〇円(送料共)
昭和五十七年五月一日印刷
昭和五十七年五月一日発行
編集人 小林芳之
発行人 永田林芳之
全国社会福祉協議会
発行所 社団法人 全国社会福祉協議会
東京都千代田区篠が関三三三〇〇
電話 (03)九五一四
(03)九三九六番
日本機械紙印刷所